

議第 121 号 福山市児童福祉施設の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日本共産党の討論を行います。

本条例改定は、認定こども園に関する内容を削除することと、4階以上の保育室設置に関する避難路に関するもの等であります。

この条例は、「こども・子育て支援法及び、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の一部を改正する法律の施行に伴うものです。

新制度は、これまで述べてきたように、子どもの最善の利益を損なうものであり、新制度そのものに我が党は反対してきた経緯にかんがみ、本条例改正に反対を表明して討論と致します